

医療法人滄溟会

感染症及び食中毒の予防と蔓延防止のための指針

1. 感染症及び食中毒の予防と蔓延防止に対する基本的考え方

医療法人滄溟会（以下「当法人」という）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当法人において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、「**感染症及び食中毒の予防と蔓延防止のための指針**」を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染症及び食中毒対策委員会の設置

ア 目的

当法人の施設内の感染症及び食中毒の予防と蔓延防止のための対策を検討する。

イ 委員会の構成

委員会は、次の者で構成する。

施設長（施設全体の管理責任者。医師を兼ねる）、医師、看護師、介護職員、栄養士、支援相談員、事故防止検討委員会所属の委員（事故防止検討委員会との連携、その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家等）

ウ 委員会の業務

(1) 委員長の召集により委員会を定例開催（月 1 回）のほか、必要に応じて開催し

「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」について活動を行なう。

(2) 職員研修の実施

当法人の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するため「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を委員会の企画により、新規採用者に対する研修と全職員を対象とした定期的研修を行なう。

(3) 記録の保管

感染対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は 2 年間保管する。

3. 平常時の衛生管理と感染発生時の対応

平常時の衛生管理と感染発生時の対応については、当法人が別に定めるマニュアルに沿って行います。

4. この指針の閲覧について

本指針は内外の閲覧請求に対応できるよう、施設内の備え置き、ホームページでの公表を行なう。

以上